

天理市公設消火栓の目的外使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第24条第1項の規定により、天理市上下水道事業の管理者（以下「事業管理者」という。）が設置する消火栓（以下「消火栓」という。）について、公共の消防用以外の用途に使用する範囲及びその使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(目的外用途)

第2条 本要綱に規定する公共の消防用以外の用途は、以下のものとする。

- (1) 地方公務員法第3条第3項第5号に規定する非常勤の消防団員の職に就く者で構成される消防団員が行う消火訓練
- (2) 市内任意の団体が、前号に規定される団体に属する者の指導を受けて行う消火訓練

(使用制限)

第3条 前条に規定する消火訓練で行える行為は、消火に使用する用具を消火栓に接続するまでとし、実際の放水は行わないこととする。

(申請)

第4条 前条に規定された消火訓練を行おうとする団体の長（以下「申請者」という。）は、所定の資料を添付した上で事業管理者へ事前に申請を行わなければならない。

2 前項の申請を受けた事業管理者は速やかに許可又は不許可の決定を行い書面で通知する。

(許可取消)

第5条 事業管理者は、前条第2項の規定により許可を受け当該消火栓を使用する者（以下「使用者」という。）に対し、次に該当することが判明した場合は、その決定を取り消すことができる。

- (1) 不実の申請があった場合
- (2) 事業管理者の指導指示に反する行為があった場合
- (3) 天災等の不測の事態が発生した場合

(4) その他、事業管理者が決定を取り消すことが妥当と判断した場合
2 事業管理者は、前項の決定をした場合、速やかに書面で通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭による通知も可能とする。

(使用中止の申し出)

第6条 使用者は、その計画が中止になった場合、直ちに事業管理者にその旨を通知するものとする。

(消火栓を破損した場合の措置)

第7条 使用者は、消火栓又は消火栓に関する設備を破損した場合は、直ちに事業管理者に報告し、修理を申請しなければならない。また、当該消火栓が使用不能となった場合は、消防署長にも報告しなければならない。

2 前項の規定にある修理については、全額、使用者の負担とする。

(道路使用許可)

第8条 使用者は、必要に応じ、警察署から道路使用許可を受けなければならない。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、申請者又は使用者と事業管理者が事前に協議して決定する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。